

近世和泉における「困窮人」と村落社会

2014.3.11 齊藤紘子(第1ユニット)

研究の背景：近世日本都市史研究における救済への注目

①大店（三井 etc.）が取り結ぶ社会関係の構造解明（都市下層社会の特質）[吉田 1991]

②城下町の身分社会における貧民救済のあり様 [エーラス 2010]

▶人々の飢渴化と困窮への対処（救済 etc.）…社会構造や身分秩序による規定性

▶救済の実態と担い手、困窮者をめぐる諸社会関係を総体として検討することが不可欠

▶**地域社会論として**：人々の生活基盤である村や家の位相から、地域社会での救済実態と、飢渴者の生活維持のあり様を解明することが課題

全国的な飢饉として知られる天明飢饉期（1782～87年）には、泉州でも主要商品作物である綿の大不作が続き、領主や村による様々な救済が展開した。泉州平野部に位置する池上村においても、①領主(藩)による救済と、②村による村内施行が実施されている。①には、特定の「飢人」に飯米を与える「飢飯米」と、高所持者を対象に返済を条件として夫食を貸与する「返上夫食」の2種類があり、②では村内60軒余のうち10軒程度の村内有力者が施米代銀を負担し、困窮者への施行を行った。

これらの救済は、誰を対象に、どのようなタイミングで実施されたのだろうか。①のうち飢飯米支給では、初段階には30軒程の申請がみられるものの、飢饉が進むと10軒程に減少する。これは、飢饉が長引き救済下付が繰り返されると、村として申請を抑制することがあったためである。また、非困窮層も含む村内の過半が「返上夫食」を出願してより多くの救済を受給し、飢渴度の高い家々に対しては村内施行で対応するなど、村による運用もみられた（誰を「飢人」とし、どの救済を受けさせるかは村が判断した）。一方、②の村内施行の場合、夏の表作と冬の裏作とも凶作になると、困窮した家々から「袖乞」が出るようになり、施行はその段階に至って開始された。

救済対象は村内の半数弱に及ぶ一方で、飢饉期を通じて「飢人」の家自体は存続していた。こうした家の持続性について、居宅を潰して債務を返済する「潰人」の負債内容や、困窮により村を出た「家出人」の生活形態は、「困窮人」の社会関係を知るための手掛かりとなる。18世紀末の池上村では「潰人」が急増するが、その多くが救済対象者であり、やがて「家出」する家もあった。「家出人」が帰村した場合、その届出において、家出後の生活を「村外知音宅での寄留」や「四国遍路に出た」と記すケースがある。寄留の場合は、近在の知音宅で「日稼」をするが、戸主（親）が死亡すると子どもは寄留先を追われて居村の親類宅への帰村を願った。他方、「四国遍路」の場合、村役人発行の往来手形を持たない遍路人は、四国では「乞食体」の「胡乱者」として統制・排除すべき存在とされていた[町田 2010]。「家出人」が実際に四国遍路をしたか定かではないが、近国近在での暫時の乞食により飢饉終息を待ったと考えられ、「困窮人」は容易に切れない村落社会との関係を持ちながら、乞食・日稼によって生活を維持したことがわかる。

このような「村」を結節点として展開された諸救済の構造や、その枠外に及ぶ「困窮人」の生活実態の分析を通して、地域社会における貧困・救済の特質と、当該期の村落社会における社会関係を考えていきたい。

.....

【参考文献】 酒井一「泉州清水領における社倉制度」（『堺研究』4、1969年）／吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』（東京大学出版会、1991年）／マーレン・エーラス「身分社会の貧民救済—天明飢饉中の越前大野藩を例に—」（塚田孝編『身分的周縁の比較史』清文堂出版、2010年）／町田哲「近世後期阿波における「他国無切手・胡乱者」統制と四国遍路」（『部落問題研究』193、2010年） **【主な史料】** 和泉市池上町南清彦氏所蔵史料（庄屋）